

〈基本方針〉

我々、職員一同は公務員としての自覚をもち、コンプライアンスを遵守します。そして、児童が安心して通える学校づくりを目指します。そのために、次の3点を重要課題として取り組んでいきます。①教職員の規範意識の醸成 ②早期発見 ③早期対応・組織対応。上記①②③については、必要に応じて市教委をはじめ、外部機関と連携して進めていきます。

教職員の規範意識の醸成

校内ルールの見直し、設定・校内研修の充実

- ①自分のこととして考える研修を充実させ、自己研鑽を図る。(国・県・市の情報を活用する)
  - ・定期的に研修を実施することにより、経験や慣れによって見落とししたり、気づけなかったりすることを防ぐ。
  - ・具体的な事例を元に規範意識を高め、児童への適切な関わり方についての研修を全教職員で行う。
  - ・職員の人権感覚を磨く研修を行う。
  - ・全教職員で主体的に校内ルールの見直しを年度初め、年度途中、年度末に行い、その徹底をはかる。
- ②必要に応じて外部機関との連携を図り、SCや市教委からの助言を元に研修を深める。
- ③校内ルールは、学校便りやHP、PTA総会等で保護者・地域に周知することで、教職員の意識や自覚を高める。
- ④日頃から、コンプライアンスに照らし合わせて、教員間でお互いの言動に関心をもつようにする。

早期発見

相談体制の充実

- ①教育相談の見直しをする
  - ・児童が相談しやすい環境をつくる。
  - ・職員は積極的に児童に声をかけ、児童の言動から思いをくみ取る。
  - ・つらいこと、いやなこと、おかしいと思うことがあったら、すぐに相談することを指導する。
- ②児童への支援は養護、SCを中心に全職員でする。
- ③保護者へ校内相談窓口を周知する(養護、SC)。また、いつでも誰とでも相談できる体制づくりを進める。
- ④SCの活用について学校便りやウサギメール等で周知する。

情報収集

- ①全職員で心身の健康観察を行う。
  - ・管理職による日常的な指導を行う。
  - ・担任する児童だけでなく、全職員で全児童への指導に取り組む。
- ②児童や教員の情報が教職員間で円滑に行き交い、相互に影響を与え合うことができる組織運営をする。

早期対応・組織対応

情報共有

- ①児童・保護者・教員から得た情報については、管理職に報告する。
  - ・全教職員で情報を共有する。
  - ・必要に応じて、外部機関との連携を図る。

対策委員会設置・開催

- ①校長は、情報を得た時点で対策委員会を招集する。(校長・教頭・教務・生徒指導・養護教諭・SCなど)
- ②対策委員会で、その対応策を練るとともに、複数の職員で対応する。対応後は必ず管理職に報告する。校長は、市教委に事案について速やかに報告する。
  - ・児童最優先で考え、保護者、PTAとも連携しながら対応を進める。

子どもたちが「行きたい」と思う学校、保護者が「行かせたい」と思う学校  
(人権教育を基盤にした学校づくり)